

昭和四十二年建設省令第三十七号

下水道法施行規則

下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第五条第二項、第九条第一項及び第三十一条並びに下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第五条第三号、第十五条第六号及び第二十四条の規定に基づき、下水道法施行規則を次のように定める。

（流域別下水道整備総合計画の記載方法等）

第一条 下水道法（以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計画は、同条第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する事項を別記様式第一の計画書により明らかにしたものでなければならない。

（流域別下水道整備総合計画の作成方法）

第一条の二 法第二条の二第二項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定による流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の保全に資するための下水道の整備の適切な指針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事項を定めること。
- 二 法第二条の二第三項第一号から第四号までに掲げる事項を勘案し、当該地域において削減されるべき汚濁負荷量を科学的な方法を用いて算出するとともに、そのうち下水道の整備により削減されるべきものに基づき同条第二項第二号に掲げる事項として計画処理人口、計画下水量その他必要な事項を定めること。
- 三 法第二条の二第三項第一号から第五号までに掲げる事項及び下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に定められた水質環境基準の確保の状況その他の同項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第二号に掲げる事項に対応して同条第二項第三号に掲げる事項を定めること。
- 四 法第二条の二第三項第六号に掲げる事項を勘案し、下水道の計画的かつ効率的な整備を通じ、水質環境基準が定められた公共の水域又は海域の環境上の条件を当該水質環境基準に最も有効に達せしめるよう、同条第二項第四号に掲げる事項を定めること。
- 五 法第二条の二第二項第二号の区域に係る下水道の終末処理場から放流される下水の窒素含有量又は燐含有量についての当該終末処理場ごとの削減の状況その他の同条第三項第五号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第五号に掲げる事項を定めること。

（他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当するものとして削減する旨の申出）

第一条の三 高度処理終末処理場を管理する地方公共団体は、法第二条の二第四項の規定による申出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申出書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該他の地方公共団体の名称
 - 二 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場の名称
 - 三 当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量及びその削減方法
 - 四 当該高度処理終末処理場の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の予定額
 - 五 当該他の地方公共団体による費用の負担に関する事項
- 2 前項の申出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方公共団体が管理する特定終末処理場に係る事業計画の写し
 - 二 当該他の地方公共団体が法第二条の二第四項の規定による申出に同意する旨を記載した文書

（流域別下水道整備総合計画の届出）

第二条 都府県は、法第二条の二第十項（同条第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、届出書に流域別下水道整備総合計画を記載した書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）並びに流域別下水道整備総合計画を明らかにするために必要なものとして次に掲げる事項（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類及び予定処理区（流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。）を表示した図面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 当該地域における地形、降水量、河川の流量その他の自然的条件
 - 二 当該地域における土地利用の見通し
 - 三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
 - 四 当該地域における汚水の量及び水質の見通し並びにその推定の根拠
 - 五 計画下水量及びその算出の根拠
 - 六 放流水及び処理施設において処理すべき下水の予定水質並びにその推定の根拠
 - 七 下水の放流先の状況
 - 八 下水道の整備に関する費用効果分析
 - 九 関係都府県及び関係市町村の意見の概要
- 2 都府県は、法第二条の二第十項の規定により同条第五項に規定する事項が記載された流域別下水道整備総合計画を届け出ようとするときは、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類（流域別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとするときは、その変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。
- 一 前条第一項の申出書の写し
 - 二 前条第二項各号に掲げる書類の写し

（公共下水道に係る事業計画の届出）

第二条の二 都道府県である公共下水道管理者は、法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（主要な管渠等）

第三条 下水道法施行令（以下「令」という。）第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が二十ヘクタール（その構造の大部分が開渠のものにあつては、十ヘクタール）以上の管渠とする。

2 令第五条の二第一号に規定する国土交通省令で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要な管渠を補完するポンプ施設とする。

（公共下水道に係る事業計画の記載方法等）

第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るものにあつては別記様式第二の、流域関連公共下水道に係るものにあつては別記様式第三の事業計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 下水道計画一般図
- 二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区域及び水深を示した図（第十八条第二号において「計画降雨浸水防止区域図」という。）

- 三 主要な管渠（前条に規定する主要な管渠をいう。）の平面図及び縦断面図
- 四 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- 五 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 六 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面

（計画放流水質）

第四条の二 令第五条の五第二項に規定する計画放流水質は、次に定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものとする。

- 一 放流水の水量及び下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水量又は水質を勘案し、放流が許容される生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は磷含有量を科学的方法を用いて算出した数値（次の表の上欄に掲げる項目について算出した数値が、同表の下欄に掲げる数値を超える場合にあつては、同欄に掲げる数値）を計画放流水質として定めること。

項目	数値
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき五日間に一五ミリグラム以下
窒素含有量	一リットルにつき二〇ミリグラム以下
磷含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下

- 二 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画が定められている場合においては、これと整合性のとれたものであること。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
- 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - イ 令第六条に規定する基準
 - ロ 大腸菌が検出されないこと。
 - ハ 濁度が二度以下であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（操作規則）

第四条の四 法第七条の二第一項（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 操作施設の操作の基準に関する事項
- 二 操作施設の操作の方法に関する事項
- 三 操作施設の操作の訓練に関する事項
- 四 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項
- 五 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項
- 六 操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項
- 七 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
- 八 その他操作施設の操作に関し必要な事項

（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の五 令第五条の十二第一項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設は、暗渠である構造の部分の有する排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすしい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれが大きい箇所

2 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 令第五条の十二第一項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管（次号において「樋門等」という。）にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 二 令第五条の十二第一項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設又は樋門等に係るものに限る。）を行つた場合には、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存すること。
 - イ 点検の年月日
 - ロ 点検を実施した者の氏名
 - ハ 点検の結果（樋門等に係る点検については、その作動状況の確認の結果を含む。）

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第五条 法第九条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置
 - 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
- （使用開始等の届出）

第六条 法第十一条の二第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。

2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてなければならない。

（終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の公示等）

第七条 令第九条の三第二号及び第九条の九第三号の規定による公示は、当該処理施設による下水の処理を開始しようとするときに、次に掲げる事項について行うものとし、これを表示した図面を当該公共下水道管理者又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日

- 二 当該処理施設により下水を処理すべき区域
- 三 当該処理施設において処理すべき物質
- 四 当該処理施設の位置及び名称
(特定施設の設置の届出)

第八条 法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。第三項第四号又及び第五号において同じ。）に排除される下水の量及び水質
 - 二 用水及び排水の系統
- 2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。
- 3 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。
- 一 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。
 - 二 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
 - ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日
 - ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項
 - 三 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 特定施設の設置場所
 - ロ 特定施設を含む操業の系統
 - ハ 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量
 - ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。）の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
 - 四 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 汚水の処理施設の設置場所
 - ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日
 - ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式
 - ニ 汚水の処理の系統
 - ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法
 - ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
 - ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
 - チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - リ 汚水の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
 - ヌ 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）
 - ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項
 - 五 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常量及び最大量並びに当該下水の水質の通常値及び最大値
 - ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項
 - 六 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。
(特定施設の使用の届出)

第九条 法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。
(特定施設の構造等の変更の届出)

第十条 法第十二条の四（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてなければならない。

- 2 第八条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。
(受理書)

第十一条 公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者は、法第十二条の三第一項又は法第十二条の四の規定による届出を受理したときは、別記様式第九による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
(氏名の変更等の届出)

第十二条 法第十二条の七（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、法第十二条の三第一項第一号又は第二号（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。
(承継の届出)

第十三条 法第十二条の八第三項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてなければならない。
(届出書の提出部数)

第十四条 法第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は第十二条の八第三項の規定による届出は、流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共下水道の管理者に対して行うときは、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。
(水質の測定等)

第十五条 法第十二条の十二（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和三十七年厚生省・建設省令第一号）に規定する検定の方法により行うこと。
- 二 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシン類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。）の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシン類以外の測定項目の測定の回数につき、別の定めをすることができる。
- 三 第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
- 四 第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。
- 五 前各号の測定の結果は、別記様式第十三による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。

（証明書の様式）

第十六条 法第十三条第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の証明書の様式は、別記様式第十四とする。（公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格）

第十七条 令第十五条第十号に規定する同条第一号から第九号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

- 一 学校教育法（昭和三十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの
 - イ 計画設計を行わせる場合 二年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設（以下この条において「下水道等」という。）に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 実施設計（計画設計に基づく具体的な設計をいう。）又は工事の監督管理を行わせる場合 六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの
 - イ 計画設計を行わせる場合 四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの
 - イ 計画設計を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの
 - イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 五 外国の学校において、令第十五条第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものを当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した者であつて、当該各号に規定する場合の区分に応じ当該各号に規定する期間下水道等及び下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- 六 前各号に掲げる者のほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者
 - イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの
 - ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

（排水設備の設置及び構造に関する事項）

第十七条の二 令第十七条の四第二号イに規定する国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。

（管理協定の基準）

第十七条の三 法第二十五条の五第二項第二号（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留施設の維持修繕その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定めること。
- 二 管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。
- 三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

(管理協定の縦覧に係る公告)

第十七条の四 法第二十五条の六第一項(法第二十五条の八において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定雨水貯留施設の名称(その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留施設の部分)
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公示)

第十七条の五 前条の規定は、法第二十五条の七(法第二十五条の八において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。

(雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請)

第十七条の六 法第二十五条の十第一項の認定の申請は、別記様式第十五の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- 一 雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図
- 二 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類
- 三 雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表

3 前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を表示したものでなければならない。

4 第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならない。

(雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項)

第十七条の七 法第二十五条の十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。

(雨水貯留浸透施設の規模)

第十七条の八 法第二十五条の十一第一号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

(雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準)

第十七条の九 法第二十五条の十一第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準)

第十七条の十 法第二十五条の十一第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

(雨水貯留浸透施設の管理の期間)

第十七条の十一 法第二十五条の十一第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

(軽微な変更)

第十七条の十二 法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。

(流域下水道に係る事業計画の届出)

第十七条の十三 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類(事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類)を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

(流域下水道に係る事業計画の記載方法等)

第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 下水道計画一般図
- 二 計画降雨浸水防止区域図
- 三 排水施設(雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設を除く。)の平面図及び縦断面図
- 四 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設、処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
- 五 下水の放流先の状況を明らかにする図面
- 六 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面

(流域下水道の供用又は処理開始の通知事項)

第十九条 法第二十五条の二十六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 流域関連公共下水道により下水を排除又は処理すべき区域
- 二 供用又は処理を開始しようとする排水施設の位置
- 三 供用又は処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別

(都市下水路台帳)

第二十条 都市下水路台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。

2 調書には、都市下水路につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 集水区域の面積及び集水区域内の地名
- 二 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- 三 管渠(取付管渠を除く。以下同じ。)の延長並びにマンホール(雨水吐室及び伏越室を含む。以下同じ。)汚水ます及び雨水ますの数

- 四 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 五 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
- 六 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件（仮設のものを除く。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
- イ 名称、位置及び構造
- ロ 設置者の氏名及び住所
- ハ 設置の期間
- 3 図面は、一般図及び施設平面図とし、都市下水路につき、次の各号により調製するものとする。
- 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺一万分の一未満五万分の一以上の地形図とすること。
- イ 市区町村名及びその境界線
- ロ 集水区域の境界線
- ハ 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
- ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
- ホ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日
- 二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺六百分の一の平面図とすること。
- イ 前号イ及びホに掲げる事項
- ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
- ハ 取付管渠の位置、形状、内のり寸法及び延長
- ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法
- ホ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類
- ヘ ランプホールの位置
- ト 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
- チ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等（ルに掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称
- リ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
- ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称
- ル 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称
- ロ 附近の道路、河川、鉄道等の位置
- 4 調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならない。
- （証明書の様式）

第二十一条 法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。

（損失補償の裁決申請書の様式）

第二十二条 令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十八とする。

（権限の委任）

第二十三条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第二条の第二十項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項（同条第十二項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。）。
- 二 法第四条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。
- 三 法第四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。
- 四 法第二十五条の二十三第二項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣の意見を聴くこと。
- 五 法第二十五条の二十三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、及び同条第六項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により環境大臣に通知すること。
- 六 法第三十七条第一項又は第二項の規定により指示をすること。
- 七 法第三十九条第一項の規定により必要な報告を徴すること。

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- （権限の委任に関する特例）
- 2 法第二条の二第一項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域（二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。）の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道についての第二十三条の規定の適用については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、同条各号列記以外の部分中「第二号から第七号までに」とあるのは、「第六号及び第七号に」とする。

附 則（昭和四十六年一〇月九日建設省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十八年二月二五日建設省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年八月二〇日建設省令第一二号）

この省令は、公害健康被害補償法（昭和四十八年法律百十一号）の施行の日（昭和四十九年九月一日）から施行する。

附 則（昭和五〇年一〇月九日建設省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年三月二五日建設省令第二号）

(施行期日)

- この省令中、第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十九号）第二条、附則第二条及び附則第三条の規定の施行の日（昭和五十二年五月一日）から施行する。
(流域別下水道整備総合計画の経過措置)
- 第一条の規定による改正後の下水道法施行規則第一条及び第一条の二の規定は、第一条の施行の日以後に建設大臣に対して承認の申請がなされる流域別下水道整備総合計画から適用し、同日前に申請がなされた流域別下水道整備総合計画については、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年一月二五日建設省令第一五号）

この省令は、昭和六十一年一月十五日から施行する。

附 則（平成元年三月二七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年四月二〇日建設省令第一〇号）

この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成三年六月一四日建設省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年一月一一日建設省令第一八号）

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 別記様式第一による流域別下水道整備総合計画書、別記様式第二による公共下水道事業計画書、別記様式第三による流域関連公共下水道事業計画書、別記様式第四による公共下水道（流域下水道）使用開始（変更）届、別記様式第六による特定施設設置届出書、別記様式第七による特定施設使用届出書、別記様式第八による特定施設の構造等変更届出書、別記様式第九による受理書、別記様式第十による氏名変更等届出書、別記様式第十一による特定施設使用廃止届出書、別記様式第十二による承継届出書及び別記様式第十五による流域下水道事業計画書の様式については、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成六年一月二七日建設省令第三号）

この省令は、平成六年二月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月九日建設省令第四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一月二七日建設省令第四九号）

この省令は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）の施行の日（平成十二年一月十五日）から施行する。

附 則（平成一二年一月三一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一月二〇日建設省令第四一号）抄

(施行期日)

- この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年六月二五日国土交通省令第一〇〇号）

この省令は、平成十三年七月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月一二日国土交通省令第一二号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年一月二六日国土交通省令第一〇三号）

この省令は、下水道法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年十一月一日）から施行する。ただし、第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に一条を加える改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二一日国土交通省令第九号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年二月八日国土交通省令第六号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年二月八日国土交通省令第七号）

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附 則（平成二四年五月二三日国土交通省令第五五号）

この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附 則（平成二七年七月一七日国土交通省令第五四号）

(施行期日)

第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

(下水道法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の下水道法施行規則第一条の二の規定は、この省令の施行の日以後に定め、又は変更される流域別下水道整備総合計画から適用し、同日前に定め、又は変更された流域別下水道整備総合計画については、なお従前の例による。

- この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式第一により使用されている書類は、この省令による改正後の別記様式第一によるものとみなす。
- 別記様式第一による流域別下水道整備総合計画書の様式については、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二七年一月二一日国土交通省令第七五号）

この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

附 則（平成二七年一月一三日国土交通省令第七八号）

この省令は、水防法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

附 則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

- 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）

この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附 則（令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年八月一九日国土交通省令第六二号）

この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附 則（令和六年三月一三日国土交通省令第二〇号）

この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別記
様式第一（第一条関係）

別記

様式第一（第一条関係）（昭46建令21・全改、昭52建令2・平元建令3・平5建令18・平16国交令12・平17国交令103・平24国交令7・平27国交令54・令元国交令1・令元国交令20・一部改正）

（表紙）

流域別下水道整備総合計画書

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

（第1表） 下水道の整備に関する基本方針

- (イ) 整備の目標
- (ロ) 整備計画年度 ○○年度より○○年度まで
- (ハ) 都市別整備方針

都 市 名	予定処理区 の名称	合流式・分 流式の別	計画処理人 口（単位千 人）	計画下水量 （単位立方 メートル/ 日）	摘 要
計					X

備考

「予定処理区」とは、流域別下水道整備総合計画において、それぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができることとされている地域をいう。

(ニ) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

水 域 名	水域類型指 定区間	低水量又は低水 位（単位立方メ ートル/秒又は メートル）	目標類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘 要

備考

「低水位」は、東京湾中等潮位を基準とすること。

(第2表) 処理施設

名称	位置	予定処理区 の名称	処理 方法	処理能 力(単 位メ ートル /日)	削減目 標量 (単位 キログ ラム /日)	削減方法		放流先 の名称 及び位 置	摘要
						当該終末 処理場 におい て削減 される 放流水 の窒素 含有量 又は 削減目 標量 (単位 キログ ラム /日)	削減目標 量の一部 に相当 するもの として 他の終 末処理 場にお いて削 減され る放流 水の窒 素含有 量又は 削減目 標量 (単位 キログ ラム /日)		

備考

- 1 「位置」の欄は、市町村名を記載すること。
- 2 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。
- 3 「削減目標量」及び「削減方法」の欄は、令第2条の2に規定する要件に該当する公共の水域又は海域について定められる場合に記載すること。
- 4 法第2条の2第4項の規定による申出があつた場合は、同条第5項に規定する事項を別表に記載すること。
- 5 「放流先の名称及び位置」の欄は、放流先の名称については河川等の名称を記載し、放流先の位置については左右岸の別及び水質基点、主要な支川合流点又は主要な取水点との上下流関係を明らかにして記載すること。
- 6 「摘要」の欄は、計画下水量並びに整備計画年度の最終年次における放流水の予定水質（計画処理水質）及び処理施設において処理すべき下水の予定水質（計画流入水質）を記載すること。季節に応じ、計画処理水質を変更する場合には、整備計画年度の最終年次における季節別の放流水の予定水質（季節別処理水質）をも記載すること。

(第3表) 中期的な整備方針

- (イ) 中期整備計画年度 ○○年度より○○年度まで
 (ロ) 処理施設別中期整備方針

都市名	予定処理区 の名称	処理施設の名 称	中期的な整備の目標	下水道の整備事 業の実施順位

様式第二(第四条関係)

(表紙)

公 共 下 水 道 事 業 計 画 書 公共下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

予 定 処 理 区 域 調 書			
予定処理区域の 面積	ヘクタール	予定処理区域内 の地名	
処 理 区 の 名 称	面 積 (単位 ヘクタール)		摘 要
			//////////
			//////////

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「処理区」とは、合流式の公共下水道又は分流式の公共下水道の汚水管渠きよにより排除される下水が二以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。
- 4 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠きよ又は雨水公共下水道について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

計 画 降 雨 調 書			
処理区の名 称	計 画 降 雨		摘 要
	一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確 率 年	
			////////////////////////////////////
			////////////////////////////////////

備考

- 1 分流式の公共下水道又は雨水公共下水道については、雨水に係る排水区の計画降雨を記載し、当該記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「摘要」の欄は、一の処理区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

吐 口 調 書							
処理区 の名称	主要な吐 口の種類	主要な吐 口の番号 又は名称	主要な 吐口の 位置	計 画 放 流 量	放流先 の名称	放流先 の水位	摘要
							////////////////////////////////////
							////////////////////////////////////

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水を排除すべき吐口を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第1号の吐口をいう。
- 3 「主要な吐口の種類」の欄は、処理施設に係る吐口、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口ごとに、それぞれ、処理施設、雨水吐、分流式雨水管渠又は雨水公共下水道と記載すること。また、雨水吐の吐口、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。

- 4 「放流先の水位」の欄は、処理施設に係る吐口については放流先の低水位を、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口又は雨水公共下水道の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。
- 5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

管 渠 調 書				
処理区の名 称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘 要
計				

備考

- 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の公共下水道の雨水管渠又は雨水公共下水道の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
- 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

処 理 施 設 調 書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクタール)	計画放流水質	処理方法	処 理 能 力		計画処理人口	摘 要
					晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要			

--	--	--	--	--	--

備考

- 1 この表は、法第2条第3号イに該当する公共下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポンプ施設調書						
ポンプ施設 の名称	処理区 の名称	ポンプ施 設の位置	敷地面積 (単位 へ クタール)	1分間の揚水量 (単位 立方メートル)		摘要
				晴天時最大	雨天時最大	
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要	

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
処理区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位立方メートル)	摘要

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載し、雨水公共下水道については、雨水に係る貯留施設を記載すること。分流式の公共下水道又は雨水公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第2号の貯留施設をいう。
- 3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

様式第三（第四条関係）

様式第三(第四条関係)

(表紙)

<p>流域関連公共下水道事業計画書</p> <p style="text-align: right;">流域関連公共下水道管理者</p> <p style="text-align: right;">工事着手の予定年月日</p> <p style="text-align: right;">工事完成の予定年月日</p>
--

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

(第1表)

予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書					
予定処理区域の面積	ヘクタール	予定処理区域内の地名			
処理分区の名称	面積 (単位ヘクタール)	流域下水道との接続箇所の番号	流域下水道との接続箇所の位置	接続する流域下水道の幹線名	摘要
	////////////////////		////////////////////		////////////////////
	////////////////////		////////////////////		////////////////////

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水に係る予定処理区域の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「処理分区」とあるのは「排水区」と、流域関連公共下水道から河川その他の公共の水域又は海域に放流する場合には、調書中「流域下水道との接続箇所」とあるのは「放流箇所」と、「接続する流域下水道の幹線名」とあるのは「放流先の名称」とする。
- 2 「予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

--	--	--	--	--	--	--	--

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水を排除すべき吐口と雨水を排除すべき吐口とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な吐口」とは、令第5条の2第1号の吐口をいう。
- 3 「主要な吐口の種類」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口ごとに、それぞれ、雨水吐又は分流式雨水管渠と記載すること。また、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、併せてポンプ施設と記載すること。
- 4 「放流先の水位」の欄は、雨水吐の吐口又は分流式の公共下水道の雨水を排除すべき吐口のうちポンプ施設に係る吐口については計画高水位等を記載すること。
- 5 「摘要」の欄は、雨水吐については、令第5条の4第2号の規定に基づく措置の内容を記載すること。また、樋門又は樋管の存する吐口については、樋門又は樋管の点検の方法及び頻度を記載すること。

(第4表)

管 渠 調 書				
処理分区の名称	主要な管渠の内のり寸法 (単位 ミリメートル)	延 長 (単位 メートル)	点検箇所の数	摘要
	////////////////////	////////////////////		
計				

備考

- 1 「主要な管渠」とは、第3条第1項に規定する管渠をいう。
- 2 分流式の公共下水道については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水管渠の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水管渠の記載については、調書中「処

理分区」とあるのは「排水区」とする。

- 3 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

処 理 施 設 調 書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 ヘクター)	計画 放流 水質	処理 方法	処 理 能 力		計画 処理 人口	摘 要
					晴天日最大 (単位 立方メ ートル)	雨天日最大 (単位 立方メ ートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称			個 数	構 造	能 力	摘 要	

備考

- 1 この表は、雨水流域下水道に接続する公共下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により公共下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポ ン プ 施 設 調 書						
ポンプ施設の名称	処理分区 の 名 称	ポンプ施設 の位置	敷地面積 (単位 ヘ クター)	1分間の揚水量 (単位 立方メートル)		摘 要
				晴天時最大	雨天時最大	

ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要	

備考

分流式の公共下水道については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
処理分区の名称	主要な貯留施設の名称	主要な貯留施設の位置	貯留能力 (単位立方メートル)	摘要

備考

- 1 分流式の公共下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。雨水流域下水道に接続する公共下水道の汚水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「処理区」と、分流式の公共下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「主要な貯留施設」とは、令第5条の2第2号の貯留施設をいう。
- 3 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

シアン化合物			ミリグラム/リットル
有機 ^{りん} 化合物			ミリグラム/リットル
鉛及びその化合物			ミリグラム/リットル
六価クロム化合物			ミリグラム/リットル
砒素 ^び 及びその化合物			ミリグラム/リットル
水銀及びアルキル水銀 水銀その他の水銀化合物			ミリグラム/リットル
アルキル水銀化合物			ミリグラム/リットル
ポリ塩化ビフェニル			ミリグラム/リットル
トリクロロエチレン			ミリグラム/リットル
テトラクロロエチレン			ミリグラム/リットル
ジクロロメタン			ミリグラム/リットル
四塩化炭素			ミリグラム/リットル
1, 2-ジクロロエタン			ミリグラム/リットル
1, 1-ジクロロエチレン			ミリグラム/リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン			ミリグラム/リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン			ミリグラム/リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン			ミリグラム/リットル
1, 3-ジクロロプロペン			ミリグラム/リットル
チウラム			ミリグラム/リットル
シマジン			ミリグラム/リットル
チオベンカルブ			ミリグラム/リットル
ベンゼン			ミリグラム/リットル
セレン及びその化合物			ミリグラム/リットル
ほう素及びその化合物			ミリグラム/リットル
ふっ素及びその化合物			ミリグラム/リットル
1, 4-ジオキサン			ミリグラム/リットル
フェノール類			ミリグラム/リットル
銅及びその化合物			ミリグラム/リットル

亜鉛及びその化合物					ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物 (溶解性)					ミリグラム／リットル
マンガン及びその 化合物 (溶解性)					ミリグラム／リットル
クロム及びその化 合物					ミリグラム／リットル
ダイオキシン類 ※					ピコグラム／リットル
摘 要					

備考

- 1 ※印のある欄は、令第9条の11第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 2 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 3 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

様式第五（第六条関係）

様式第五（第六条関係）（昭49建令12・追加、昭52建令2・旧様式第四の二線下・一部改正、平11建令4・平11建令49・令2国交令98・一部改正）

公共下水道（流域下水道）使用開始届

年 月 日

公共下水道管理者（流域下水道管理者）殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名

次のとおり公共下水道（流域下水道）の使用を開始するので、届け出ます。

排 除 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	年 月 日	特定施設の種類	

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第二に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第六(第八条関係)

特 定 施 設 設 置 届 出 書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第12条の3第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第1項)の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第七（第九条関係）

様式第七(第九条関係)

特定施設使用届出書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

{ 下水道法第12条の3第2項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第
 2項)
 { 下水道法第12条の3第3項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の3第
 3項) } の規定により、特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備 考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第八(第十条関係)

特定施設の構造等変更届出書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

下水道法第12条の4(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の4)の規定により、特定施設の構造等の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造(特定施設の使用方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統)	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第九（第十一条関係）

様式第九（第十一条関係）（昭52建令2・追加、平5建令18・令元国交令20・一部改正）

受 理 書

第 号
年 月 日

殿

公共下水道管理者（流域下水道管理者） 印

年 月 日次の届出書を受理しました。

届出の根拠	
届出の内容	
届出に係る特定施設の種類	

備考

- 1 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第12条の3第1項」又は「下水道法第12条の4」と記載すること。
- 2 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十(第十二条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、下水道法第12条の7(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考

- ※印の欄には、記載しないこと。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十一（第十二条関係）

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第12条の7(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の7)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設置場所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十二(第十三条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

公共下水道管理者(流域下水道管理者)殿

申請者

住所

電話番号

氏名又は名称及び法人にあ

つてはその代表者の氏名

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第12条の8第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号		
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	年 月 日	
特定施設の種類		※施設番号		
特定施設の設置場所		※備考		
承継の年月日	年 月 日			
被承継者	氏名又は名称			
	住所			
承継の原因				

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第十三（第十五条関係）

様式第十三（第十五条関係）（昭46建令21・全改、昭52建令2・旧様式第五繰下・一部改正、
平11建令49・一部改正）

水質測定記録表

測定年月 日及び時刻	測定場所		特定施設の使用状況	採水者	分析者	測定項目				備考
	名称	排水量（単位立方メートル／日）								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年^{厚生省}建設省^令第1号）第9条に規定するところにより2，3，7，8－四塩化ジベンゾーパラジオキシンの量に換算した数値で行うこと。

様式第十四（第十六条関係）

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
ふりがな 氏 名	
年 月 日生	
職 名	
上記の者は、下水道法第13条第1項(下水道法第25条の30第1項において準用する同法第13条第1項)の規定による立入検査をすることができる者であることを証する。	
発行年月日	
有効期限	
任命権者	印

(裏)

下水道法抜粋

(排水設備等の検査)

第13条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第8条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(準用規定)

第25条の30 第7条から第8条まで、第11条の2、第12条から第12条の9まで、第12条の11から第13条まで、第15条から第18条の2まで、第21条から第23条の2まで及び第25条の規定は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)について準用する。

様式第十五（第十七条の六関係）

年 月 日

公共下水道管理者 殿

認定申請者

住所又は主たる事務所の所在地

氏名又は名称

法人にあってはその代表者の氏名

雨水貯留浸透施設整備計画認定申請書

下水道法第25条の10第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画について次のとおり認定を申請します。

雨水貯留浸透施設整備計画

1 雨水貯留浸透施設の位置

地名地番	
敷地の面積	
土地に関する権原	1 所有権 2 借地権・その他（ ） 期間は 年 月 日から 年 月 日まで

注 「土地に関する権原」の欄中「借地権・その他」とは、雨水貯留浸透施設の敷地となるべき土地について施設の所有を目的とする地上権、賃貸権又は使用貸借権をいう。

2 雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設全体の雨水を貯留する容量	貯留施設	m ³	計	m ³
	浸透施設	m ³		
雨水貯留浸透施設全体の容量のうち義務・指導に基づく雨水を貯留する容量	貯留施設	m ³	計	m ³
	浸透施設	m ³		

注 「貯留施設」の欄は、雨水を貯留する容量を記載し、「浸透施設」の欄は、雨水を地下に浸透させる量を、雨水を貯留する容量に換算した数値を記載すること。

3 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

雨水貯留浸透施設の構造	
雨水貯留浸透施設の設備	

4 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

	内 訳 (円)
建設等所要資金予定額	建設費 ○ ○ ○
	計
調達計画	自己資金 借入金 (借入先ごとに記載) ○ ○ ○
	計

5 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間

管理の期間	年 月から 年 月まで (年 ヶ月間)
管 理 の 方 法	管理期間における管理の方式 1 委託業者による管理 2 自ら管理 3 その他 ()
	1 又は 3 の場合の委託業者等の氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
	点検の内容
	点検の頻度
	点検により異常があることが明らかとなった場合に講じる措置
	修繕の計画
	その他必要な事項
	備付図書

注 「管理期間における管理の方式」の欄中「その他」とは、下水道法第 25 条の 3 第 1 項又は第 25 条の 4 第 1 項に規定する管理協定に基づく公共下水道管理者である地方公共団体による管理等をいう。

注 「備付図書」の欄は、備付図書がある場合には記載すること。

6 雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施期間

工事の着手の予定年月日	年 月 日
工事の完了の予定年月日	年 月 日

7 雨水貯留浸透施設から公共下水道に雨水を排除するために必要な排水施設その他の公共下水道の施設に関する工事に関する事項

下水道法第 16 条の規定による承認が必要な工事の有無	有 ・ 無
-----------------------------	-------

様式第十六（第十八条関係）

（表紙）

流域下水道事業計画書 流域下水道管理者 工事着手の予定年月日 工事完成の予定年月日
--

備考

用紙は、日本産業規格A4を標準とし、以下の各表において同様とすること。

（第1表）

流域関連公共下水道の予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書								
流域関連公共下水道の 予定処理区域の面積			ヘクタール		流域関連公共下水道の 予定処理区域内の地名			
流域下 水道処 理区 の 名 称	市 町 村 名	流域関連 公共下 水道の 名 称	処理分 区の名 称	面 積 (単位 へ クタール)	流域関連公 共下水道と の接続箇所 の番号	流域関連公 共下水道と の接続箇所 の位置	接続する 流域下 水道の幹線 名	摘要

備考

- 1 分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、流域関連公共下水道の汚水に係る予定処理区域と雨水に係る予定排水区域とに分けて記載し、雨水流域下水道については、流域関連公共下水道の雨水に係る予定排水区域を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る予定排水区域の記載については、調書中「予定処理区域」とあるのは「予定排水区域」と、「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。
- 2 「流域関連公共下水道の予定処理区域内の地名」の欄は、市町村名を記載するとともに、具体的な流域関連公共下水道の予定処理区域については、当該欄に「区域は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。
- 3 「流域下水道処理区」とは、流域下水道により排除される下水が二以上の終末処理場によつて処理される場合においてそれぞれの終末処理場により処理される下水を排除する

ことができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

4 「処理分区」とは、流域関連公共下水道の予定処理区域にそれぞれ流域下水道と接続する流域関連公共下水道の管渠が二以上ある場合においてそれぞれの管渠により下水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

5 「流域下水道排水区」とは、分流式の流域下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で流域下水道管理者が定めるものをいう。

6 「排水区」とは、分流式の公共下水道の雨水管渠について吐口を有する排水系統が二以上ある場合においてそれぞれの排水系統により雨水を排除することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいう。

(第2表)

計 画 降 雨 調 書						
流域下水道処理区の名称	市町村名	流域関連公共下水道の名称	処理分区の名称	計 画 降 雨		摘 要
				一時間当たりの降雨量 (単位 ミリメートル)	確率年	

備考

1 分流式の流域下水道又は雨水流域下水道については、流域関連公共下水道の雨水に係る計画降雨を記載し、当該記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」と、「処理分区」とあるのは「排水区」とする。

2 「摘要」の欄は、一の処理分区に係る計画降雨が二以上あるときは、それぞれの計画降雨に係る地区の名称を記載するとともに、具体的な地区については、当該欄に「地区は下水道計画一般図表示のとおり」と記載すること。

(第3表)

吐 口 調 書

計			
---	--	--	--

備考

- 1 分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、汚水管渠と雨水管渠とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水管渠を記載すること。分流式の流域下水道の雨水管渠の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
- 2 「延長」については、10メートル未満の端数を四捨五入して記載すること。
- 3 「摘要」の欄は、点検の方法及び頻度を記載すること。

(第5表)

処 理 施 設 調 書								
終末処理場等の名称	位置	敷地面積 (単位 へクタール)	計画放流水質	処理方法	処 理 能 力		計画処理人口	摘要
					晴天日最大 (単位 立方メートル)	雨天日最大 (単位 立方メートル)		
終末処理場等の敷地内の主要な施設								
終末処理場等の名称	主要な施設の名称	個 数	構 造	能 力	摘 要			

備考

- 1 この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。
- 2 「終末処理場等」とは、終末処理場及び終末処理場以外の処理施設をいう。
- 3 「計画放流水質」の欄は、令第5条の5第2項の規定により流域下水道管理者が定める計画放流水質を記載すること。
- 4 「処理方法」の欄は、令第5条の5第1項第2号の表の下欄に掲げる方法その他の下水を処理する方法の名称を記載すること。

(第6表)

ポ ン プ 施 設 調 書					
ポンプ施	流域下水	ポンプ施	敷地面積	1分間の揚水量	摘要

設の名称	道処理区 の名称	設の位置	(単位 へ) (クタール)	(単位 立方メートル)		
				晴天時最大	雨天時最大	
ポンプ施設の敷地内の主要な施設						
ポンプ施設の名称	主要な施設の名称	数	構造	能力	摘要	

備考

分流式の流域下水道(雨水流域下水道を除く。)については、汚水に係るポンプ施設と雨水に係るポンプ施設とに分けて記載し、雨水流域下水道については、雨水に係るポンプ施設を記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係るポンプ施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。

(第7表)

貯留施設調書				
流域下水道処理区 の名称	貯留施設の名称	貯留施設の位置	貯留能力 (単位 立方 メートル)	摘要

備考

- この表は、法第2条第4号イに該当する流域下水道について記載すること。
- 分流式の流域下水道については、汚水に係る貯留施設と雨水に係る貯留施設とに分けて記載すること。分流式の流域下水道の雨水に係る貯留施設の記載については、調書中「流域下水道処理区」とあるのは「流域下水道排水区」とする。
- 「摘要」の欄は、当該貯留施設を設置する目的を記載すること。

(第8表)

雨水流量調節施設調書

雨水流域下水道排水区の名称	雨水流量調節施設の種類	雨水流量調節施設の名称	雨水流量調節施設の位置	雨水流量調節施設の構造	雨水流量調節施設の能力	摘要

備考

- 1 この表は、雨水流域下水道について記載すること。
- 2 「雨水流量調節施設」とは、法第2条第4号ロに規定する雨水の流量を調節するための施設をいう。
- 3 「雨水流量調節施設の種類」の欄は、堰^{せき}、オリフィス、ゲート、貯留施設等を記載すること。
- 4 「摘要」の欄は、当該雨水流量調節施設を設置する目的を記載すること。

様式第十七(第二十一条関係)

(表)

第 号
身 分 証 明 書
ふりがな 氏 名
年 月 日生
職 名
上記の者は、下水道法第32条第1項の規定により、他人の土地に立ち入ることができる者であることを証する。
発行年月日
有効期限
任命権者
印

(裏)

下 水 道 法 抜 す い
(他人の土地の立入又は一時使用)
第32条 公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者又はその命じた者若しくは委任を受けた者は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路に関する調査、測量若しくは工事又は公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の維持のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。
3 第1項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入の際あらかじめその旨を当該土地の占有者に告げなければならない。
4 日出前又は日没後においては、占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。
5 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

様式第十八(第二十二関係)

裁 決 申 請 書

年 月 日

収用委員会 御中

裁決申請者 住所
氏名

下水道法第32条第8項(第38条第5項)の規定による損失の補償について、同法第32条第9項(第38条第6項において準用する第32条第9項)の規定による協議が成立しないから、次のように裁決を申請します。

- 1 相手方である公共下水道管理者(流域下水道管理者、都市下水路管理者)
- 2 損失の事実
- 3 損失の補償の見積及びその内訳
- 4 協議の経過

備考

- 1 裁決申請者が2人以上の場合は連名で申請することができる。
- 2 裁決申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 「損失の事実」については、発生の場所及び時期をあわせて記載すること。
- 4 「損失の補償の見積及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにすること。
- 5 「協議の経過」については、経過の説明のほかに協議が成立しない事情を明らかにすること。